

消火器点検アプリの本格運用の開始

予防課

「消火器点検アプリ」は、平成30年4月1日から試行版を提供していましたが、利用者のニーズ調査や平成31年4月18日に公布した消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件等の内容を踏まえて改修し、平成31年4月18日より本格運用版の提供を開始しています。

■目的

消防法令により建築物等に設置が義務付けられた消火器について、建築物等の関係者は、定期的に点検し、当該点検の結果を消防署等に報告するよう義務付けられています。

また、平成30年3月28日に公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により、平成31年10月1日から、延べ面積が150平方メートル未満の小規模な飲食店等にも新たに消火器具の設置が義務付けられることとなりました。本アプリは、これらの施設の関係者の方々が御自身で消火器の点検と報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供するものです。

※飲食店等以外の小規模な施設の関係者でも利用可能です。

■主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、定期的に消防署に報告するよう、アプリ利用者に通知。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択。(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力。

※PDFファイルを紙刷りし、消防署等へ提出することが可能です。

■アプリの入手方法

以下の消防庁ホームページから、「App Store」又は「Google Play」の「消火器点検アプリ」ダウンロード画面へアクセスすることが可能です。

※本アプリは、iOS11以上のiPhone及びiPad、Android OS7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末で利用可能です。

<消防庁ホームページURL>

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>



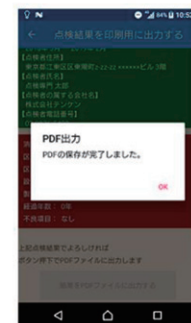
①メニュー画面



②情報登録画面

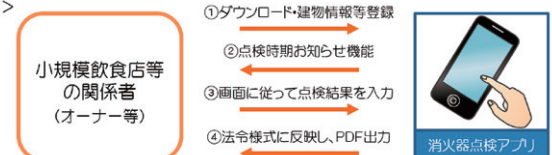


③点検実施画面



④PDF保存画面

<イメージ>



※ 本格運用開始に伴い、写真に対する具体的な説明、編集の途中でも一時的に保存できる機能等を追加

問い合わせ先

消防庁予防課設備係 田中、笠松
TEL: 03-5253-7523